

【お知らせ】

新型コロナウイルス感染症における影響を踏まえた一般薬等審査部（医薬部外品）業務の運用変更について

一般薬等審査部（医薬部外品）

2020年11月27日

新型コロナウイルス感染症における影響を踏まえ、当面の間、一般薬等審査部（医薬部外品）業務の一部を以下のように依頼することとしましたのでお知らせ致します。

【承認申請の添付資料について】（依頼）

- ・ 申請時の添付資料は紙媒体で提出されていますが、添付資料の電子媒体も併せて提出することにご協力いただきたく存じます。（任意）
- ・ 提出された電子媒体が添付資料と同一の内容である旨を記載した宣誓書を提出してください。（様式：宣誓書）
- ・ 電子媒体のファイル形式は原則として pdf としてください。
- ・ 電子媒体は、CD-R 又は DVD-R でお願いいたします。（まれに、データが入っていない場合がありますので、提出前にご確認願います。）
お手数ですが、審査業務部へ提出する FD 内容を記載した媒体とは別の媒体にしてください。
- ・ ご提出いただいた電子媒体は、PMDA が責任をもって廃棄します。

【よくある質問（FAQ）】

Q1：この運用変更はいつまで続くのですか？

A1：新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの当面の措置として運用する予定です。具体的な期間を示すことはできませんが、終了する場合は、事前にご連絡します。

Q2：同日に複数品目の申請をする（添付資料がそれぞれの申請に存在する）場合、品目ごとに電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を分ける必要がありますか？

A2：同一の電子媒体で結構ですが、申請品目ごとにフォルダを作成してください。宣誓書は1枚に纏めていただいて結構ですが、その場合は宣誓書に申請品目を記載してください。（一物多名称の申請では、代表品目以外の品目で添付資料は省略されます。そのため、代表品目のみ記載してください。）

Q3：記名捺印又は署名されている報告書等は押印又は署名したものをスキャンする必要がありますか？

A3：その必要はありません。電子媒体は押印又は署名がなされていないもので結構です。

Q4：宣誓書の日付はいつにすればいいですか？申請責任者とは誰が適切ですか？社印も必要ですか？

A4：日付は記名捺印又は署名した日としてください。（必ずしも申請日と一致している必要はありません。）

申請責任者は、電子媒体に保存された資料が紙媒体の申請添付資料の内容と一致していることに責任を持てる方をお願いいたします。

社印は省略していただいて結構です。

Q5：FD と添付資料を 1 枚の CD-R に保存してもいいですか？

A5：FD と添付資料は 1 枚の電子媒体に保存しないでください。システム上、添付資料を認識しない可能性があります。お手数ですが、FD と添付資料の電子媒体は分けてください。ただし、添付資料は、複数の品目を 1 枚の電子媒体に保存していただいて結構です。

Q6：差換え時も添付資料を電子媒体で提出する必要がありますか？

A6：ありません。申請時のみです。

Q7：電子媒体に「FD」又は「添付資料」と手書きしてもいいですか？

A7：どの電子媒体にどの情報が入っているのか分かるようお願いいたします。記載の方法はお任せいたします。

Q8：誤ってデータを保存する前の CD-R を送ってしまいました。誤って旧版のデータを送ってしまいました。

A8：以下のメールアドレスにご連絡ください。

qsd_daihyo_●_pmda.go.jp（迷惑メール対策のため、_●_を@へ置換してください）

表示と中のデータが不一致の電子媒体が届くことがあります。内容の確認をお願いいたします。

以上